

美浜3号差し止め認めず

大阪地裁 「安全性問題なし」

運転開始から40年以上が経過した関西電力美浜原発3号機は安全性などに問題があるとして、福井など3府県の住民9人が関西電力に運転差し止めを求めた仮処分

決定理由で井上裁判長は、東京電力福島第1原発事故の教訓を踏まえた原子力規制委員会の新規制基準にのっとり、関電は補強工事を実施し余裕を持って安全性を評価しているとして、耐震安全性は問題ないと判断した。

震の揺れ)を策定するには、地形的に特別な考慮が必要などとする住民側の主張に対し「規制委の判断に不合

理な点は認められない」とした。避難計画についても「不備は認められない」と結論付けた。

住民側は「あまりに内容がない決定」などと話し、大阪高裁への即時抗告を検討する。関電は「当社主張を裁判所に理解いただきたい結果、引き続き、安全性・信頼性の向上に努める」とコメントを出した。

美浜3号機は1976年

40年を超えて稼働する原発の安全性に対する司法判断は初めて。国は原発の運転期間を「原則40年、最長60年」とする現行ルールを見直し、60年超の運転を可能とする仕組みの整備を進めている。

40年を超える高齢化に對しては、規制委が運転延長を認可しており「審査にも問題があるとは認められない」と指摘。新規制基準で定める対策以上に「安全性を厳格、慎重に判断しなければならぬ事情はない」とした。

関電が定めた基準地震動(耐震設計の目安となる地

震の揺れ)を策定するには、地形的に特別な考慮が必要などとする住民側の主張に対し「規制委の判断に不合

理な点は認められない」とした。避難計画についても「不備は認められない」と結論付けた。

住民側は「あまりに内容がない決定」などと話し、大阪高裁への即時抗告を検討する。関電は「当社主張を裁判所に理解いただきたい結果、引き続き、安全性・信頼性の向上に努める」とコメントを出した。

1976年12月1日	関西電力美浜原発3号機が営業運転開始
2004年8月9日	配管破裂による蒸気噴出事故が発生し、作業員5人が死亡、6人が重傷
11年3月	東京電力福島第1原発事故
5月	美浜3号機が定期検査入りし運転停止
16年10月	新規制基準の審査合格
11月	最長20年の運転延長認可
20年9月	再稼働に向けた安全対策工事が完了
21年4月	福井県知事が再稼働に同意表明
6月21日	福井、滋賀、京都3府県の住民が運転差し止めを求める仮処分を大阪地裁に申し立て
23日	運転開始40年を超えて再稼働
10月	テロ対策施設が未完成のため定期検査入りし運転停止
22年7月	テロ対策施設の運用開始
8月1日	放射性物質を含む水約7トンが漏えい
30日	原子炉を起動し運転再開
9月26日	営業運転再開
12月20日	大阪地裁が運転差し止めを認めない決定

美浜原発3号機を巡る経過

申立人らは決定後、大阪市内で会見した。弁護団は声明で「関電の言い分をそのまま認めている」「福島第1原発事故の被害を忘却

するものだ」と批判。井戸謙一弁護士は「どの論点についても『規制委が認めているからよい』との判断」と語気を強めた。